

## 入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る平成25年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、970者程度が見込まれる。

本業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という）に基づき実施される業務である。

平成25年1月7日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局 胆沢ダム工事事務所長 松井 幸一

### 1. 業務概要

(1) 業務名 胆沢ダム積算技術業務（電子入札対象案件）

(2) 業務目的 本業務は、胆沢ダム工事事務所におけるダムに関する工事の設計書作成に必要となる工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）、積算資料、積算システムへの積算データ入力等の作成支援を行うことにより、発注者における工事発注の円滑化を図ることを目的とする業務である。

(3) 業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、本業務は履行期間内において、1工事毎（以下「個別業務」という）の指示により協議・打合せの上実施するものであり、指示は発注者から受注者に対して履行期限を付して行われるものである。また、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 積算に必要な現地調査
- 2) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成
- 3) 積算資料作成
- 4) 積算システムへの積算データ入力（データリストの作成）
- 5) 予定工事件数は42件を予定している。

(4) 技術提案に関する要件

業務を実施するにあたって、競争参加資格確認申請書等を提出する者は（以下「競争

参加資格確認申請者」という。) 以下の視点から創意工夫を發揮し、質の向上に努めるための、各提案を行うものとする。

### 1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

### 2) 評価テーマに対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

評価テーマ：品質を確保・向上するための体制及び照査方法(ミス防止を含む)について

### (5) 成果品について

本業務により提出される成果品は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。

1) 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書) 1式

2) 積算資料 1式

3) 積算データ(記録媒体 FD等)

4) 打合せ記録簿

5) 引継事項記載書

### (6) 履行期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日

(7) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格1,000万円を超える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

(8) 本業務は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

## 2. 入札参加資格

2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2. に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

### 2-1. 単体企業

(1) 法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。

・なお、入札に参加しようとする者は、競争参加資格を確認する資料として、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに、次に掲げる事項を記載した誓約書を提出す

ること。

①法第 15 条において準用する第 10 条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

②暴力団排除に関する欠格事由（法第 15 条において準用する第 10 条第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号）について東北地方整備局が別に定める手続により行う警察庁への意見聴取に協力すること。なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者とされることに異存がないこと。また、東北地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、入札に関する条件に違反するものとして入札無効とされることに異存がないこと。

(2) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 競争参加資格確認申請書提出時に、平成 25・26 年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請し受理されていること。

(4) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 2－2. 設計共同体

2－1. に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 25 年 1 月 7 日付け東北地方整備局長）に示すところにより、東北地方整備局長から胆沢ダム積算技術業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

2－3. 2－1 (3) に掲げる平成 25・26 年度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争参加資格確認申請書等提出期限までに平成 25・26 年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請し受理されていること。（2－2 に掲げる設計共同体構成員についても同様とする。）

## 2－4. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、下記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは、東北地方整備局競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## 2-5. 競争参加資格確認申請者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

・本業務の履行期間中に工期がある当該胆沢ダム工事事務所の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

なお、設計共同体の場合は、各構成員に対して適用する。

(2) 誓約書の提出

上記(1)における中立公平性が確認できる誓約書（別に定める様式に欠格事由の誓約とともに記載）を競争参加資格申請時に提出することとする。なお、提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

(3) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、東北地方整備局管内に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(4) 業務実績に関する要件

・競争参加資格確認申請者は、平成15年度以降に完了した業務（平成24年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、「地方整備局等委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。ただし、「地方整備局等委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務はこの限りではない。

## 2-6. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
- ・(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事品質確保技術者(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)

(2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成15年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(平成24年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有すること。

業務実績には、平成15年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認められる。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

1) 同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務

2) 類似業務：

- ・地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務
- ・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者の業務

(3) 恒常的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

なお、競争参加資格確認申請者が設計共同体の場合は、代表者が管理技術者を配置すること。

(4) 手持ち業務量

- ・配置予定管理技術者は、平成25年4月1日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成25年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。)が4億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

平成25年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサ

ルタント業務等（港湾空港関係を除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

- ・本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額4億円未満、件数で10件未満（平成25年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で2億円未満、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1)から4)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
  - 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
  - 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
  - 3) 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
  - 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

## 2-7. 配置予定担当技術者に対する業務にあたっての要件は、以下のとおりとする。

### (1) 配置予定担当技術者の資格

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門ー建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会1級技術者又は土木学会2級技術者
- ・(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事品質確保技術者(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)
- ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
- ・河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者

## 2-8. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

また、入札参加者の代表者又は代理権限のあるICカードにより電子入札システムから本業務の入札説明書及び見積に必要な図書等をダウンロードしない者又は発注者の

指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けていない者は入札に参加することができない。

### 3. 総合評価落札方式に関する事項

#### （1）落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（2）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
- 3) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

#### （2）総合評価の評価方法

##### 1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

##### 2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は30点とする。

##### 3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

①予定技術者の経験及び能力

②実施方針

③技術提案

#### ④技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{④の評価に基づく履行確実性度})$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{②に係る評価点}) + (\text{③に係る評価点})$$

### 4. 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒 023-0403 岩手県奥州市胆沢区若柳字下松原 7 7

東北地方整備局 胆沢ダム工事事務所 総務課

電話 0197-46-4712 (内 225)

F A X 0197-46-4361

#### (2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。（電子入札システムの調達案件一覧」からダウンロードすること。）ただし、やむを得ない理由により上記交付方法による入手が出来ない入札参加者に対しては、発注者の指示する方法（CD-R 等による貸与等）で交付するので、上記 4. (1) の担当部局へその旨申し出ること。なお、他者が取得した説明書等を譲り受け、競争参加資格申請書等を提出した者が認められた場合には、東北地方整備局競争契約入札心得第 5 条に基づき入札の取り止め等を措置することがある。

交付期間：公告の日から平成 25 年 2 月 14 日（木）までのうち、土曜日、日曜日及び休日除く毎日の 9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

#### (3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

平成 25 年 1 月 22 日（火）午後 4 時までに電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。以下同様。）により上記 (1) に提出することもできる。

#### (4) 競争参加資格確認申請書等に関するヒアリングの実施

競争参加資格確認申請書等に記載された事項についてヒアリングを行う。また、その結果について評価項目の得点に反映させる。

#### (5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格確認の結果の通知は平成 25 年 2 月 6 日（水）を予定する。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札方法

①入札の締切は平成 25 年 2 月 14 日（木）午後 4 時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、入札書を持参

又は郵送により上記（1）に提出することもできる。

②開札は、平成25年2月15日（金）午後1時30分に胆沢ダム工事事務所入札室にて行う。

## 5. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　免除

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）契約書作成の要否　　要

（5）関連情報を入手するための照会窓口　上記4.（1）と同じ。

（6）本業務を受注した者は、当該胆沢ダム工事事務所の発注工事に参加することができない。

・本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該胆沢ダム工事事務所の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該胆沢ダム工事事務所の発注工事に参加してはならない。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。

・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。

1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

（7）本入札は新年度予算の成立を前提条件とする入札であることから、落札決定、契約締結、契約期間の開始は平成25年4月1日とする。ただし、本業務にかかる平成25年度予算成立が4月2日以降となった場合は、落札決定は平成25年4月1日、契約締結は予算成立日、契約開始の開始は平成25年4月1日とする。また、暫定予算となつた場合、予算措置が契約金額の全額計上されているときは契約金額全額の契約とするが、全額計上されていないときは当面全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

（8）履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、競争参加資格確認申請書等とは別に追加資

料の提出を求める場合がある。

(9) 国土交通省が行う警察庁への意見聴取に対する協力について

- ・本業務は、法第2条第7項に規定する民間競争入札の対象であるため、参加者について、競争参加資格として設定されている暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号をいう。）への該当の有無を警察庁へ意見聴取することが必要な業務である。
- ・そのため、入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところに従い、国土交通省（当地方整備局を含む。）が行う警察庁への意見聴取に協力しなければならないものとする。
- ・なお、必要な資料を適時に提出しないなど上記手続に協力しているとは認められないときは、東北地方整備局競争契約入札心得第6条第9号に該当するものとして入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。
- ・また、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。

(10) 詳細は入札説明書による。

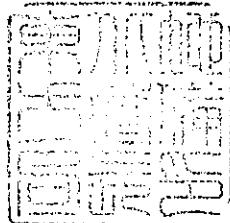
## 競争参加者の資格に関する公示

胆沢ダム積算技術業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成25年1月7日

東北地方整備局長 徳山 日出男

◎調達機関番号020 ◎所在地番号04



### 1 業務概要

(1) 業務名 胆沢ダム積算技術業務

(2) 業務内容 本業務は、胆沢ダム工事事務所におけるダムに関する工事の設計書作成に必要となる工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）、積算資料、積算システムへの積算データ入力等の作成支援を行うことにより、発注者における工事発注の円滑化を図ることを目的とする業務である。

なお、本業務の対象工事の区分は下表のとおりであり、詳細については「胆沢ダム積算技術業務特記仕様書」に定めるところによる。

業務内容区分	工種区分	事業・地区区分による対象工事	備考
ダム	フィルダム	堤体盛立工事関係雑工事等 20件	工務課
		貯水池整備関連工事等 22件	

(3) 履行期限 履行期間は以下の期間を予定している。

平成25年4月1日～平成26年3月31日

### 2 申請の時期

平成25年1月22日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）。なお、平成25年1月23日以降（土曜日、日曜日及び休日を除く。）においても、隨時、申請を受け付けるが、開札の日迄に設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

### 3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ (<http://www.thr.mlit.go.jp>) から入手するものとする。

(2) 申請書の提出方法及び場所

申請者は、申請書に胆沢ダム積算技術業務設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日町9番15号

国土交通省 東北地方整備局 総務部 契約課 工事契約調整係

電話 022-225-2171(代)

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年3月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官房営繕部管理課長。以下「平成24年3月30日付け公示」という。）6測量・建設コンサルタント等業務の（1）から（4）までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 競争参加資格確認申請書提出時に、平成25・26年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請し受理されていること。
- ③ 東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 平成24年3月30日付け公示5測量・建設コンサルタント等業務の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、胆沢ダム積算技術業務設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、胆沢ダム積算技術業務設計共同体協定書において明らかであること。ただし、ただし、1. (2) 業務内容に示す対象工事の区分による場合は、「一の分担業務を複数の企業が共同して実施する」ことに該当しない。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、胆沢ダム積算技術業務設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「胆沢ダム積算技術業務設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

全ての構成員が競争参加資格確認申請書等提出期限までに平成25・26年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請し受理されていること。なお、競争参加資格確認申請書提出期限迄に、上記手続きを行っていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

## 6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

## 7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

## 8 その他

(1) 設計共同体の名称は、「胆沢ダム積算技術業務△△・××設計共同体」とする。